地方独立行政法人りんくう総合医療センター

第３期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

令和８年８月

泉佐野市

目　　次

ページ数

１　中期目標期間評価の方法　1

２　全体評価
（１）評価結果と判断理由　1
（２）全体評価にあたって考慮した事項　2

３　大項目評価

３－１　住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
（１）評価結果と判断理由　3
（２）評価委員会の意見、指摘等　4

３－２　業務運営の改善及び効率化に関する事項
（１）評価結果と判断理由　4
（２）評価委員会の意見、指摘等　4

３－３　財務内容の改善に関する事項
（１）評価結果と判断理由　5
（２）評価委員会の意見、指摘等　5

３－４　その他業務運営に関する重要事項
（１）評価結果と判断理由　5
（２）評価委員会の意見、指摘等　6

今後の課題　6

1　中期目標期間評価の方法

地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）においては、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の第３期中期目標期間の業務の実績に関する評価を次のとおり行った。

(1)　評価の基本方針

中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとし、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。また、評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。

(2)　評価の方法

評価は、「項目別評価」（大項目評価）と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、法人から提出された中期目標期間の業務実績に関する報告書を確認及び分析し、当該期間における中期目標の達成状況について、５段階による評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、特筆すべき取り組みや今後改善を期待する取り組みなどについて記載するものとする。

なお、上記（1）評価の基本方針及び（2）評価の方法については、平成 23 年 8 月 31 日評価委員会において決定した「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」及び平成 28 年 7 月 22 日評価委員会において決定した「地方独立行政法人りんくう総合医療センターの中期目標期間評価実施要領」に基づくものである。

2　全体評価

(1)　評価結果と判断理由

地方独立行政法人りんくう総合医療センターの第３期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は、**「概ね目標どおり達成している。」**とする。

大項目評価において、第１住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項についての大項目評価は、令和３年度から順に、Ａ、Ａ、Ｂ、Ａ、Ａと中期目標・中期計画の達成に向けて「計画どおり進んでいる（Ａ）」か「概ね計画どおり進んでいる（Ｂ）」であり、第２業務運営の改善及び効率化に関する事項についての大項目評価は、すべての年度において「計画どおり進んでいる（Ａ）」である。第３財

務内容の改善に関する事項についての大項目評価は、令和３年度から順に、Ａ、Ａ、Ｃ、Ｃ、Ｃと「計画どおり進んでいる（Ａ）」が２年と直近３年が「やや遅れている（Ｃ）」が続いている状況であることも勘案し、「やや遅れている（Ｃ）」と判断する。また、第４その他業務運営に関する事項についての大項目評価は、すべての年度において「計画どおり進んでいる（Ａ）」であることから、「目標どおり達成している。」と判断する。

以上の大項目評価結果を踏まえて、第３期中期目標期間での資金収支の改善等の課題はあるものの、第３期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は、業務実績全体について総合的に判断し、「概ね目標どおり達成している。」とするものである。

(2)　全体評価にあたって考慮した事項

①　市から示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である機動性･弾力性を最大限に発揮して、迅速な意思決定により契約、予算執行、人材確保等を行い、中期計画における目標達成に向けて、職員一丸となって円滑な病院運営に努めており、地域住民への安全・安心な医療の提供及び住民の健康の保持をより一層図ってきたところであり、評価できるものである。

②　期間前半は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった期間であったが、地域での感染対策の指導的役割を担い、地元医師会や市をはじめ関係機関と連携、協力しながら体制を整備し、地域外来・検査センターでの PCR 検査やワクチン接種のほか、陽性患者、特に重症患者の受け入れ体制を継続し、特定感染症指定医療機関としての役割を果たしたことは、評価できるものである。

③　人件費の上昇や物価の高騰、控除対象外消費税の影響などにより、新型コロナウイルス感染症関係の補助金がほぼ終了した令和５年度以降、収支不足の状況となっているが、第３期中期計画と「地域医療連携推進法人の設立」や「医師の働き方改革」など中期計画で不足している新たな取組みを補完するため令和６年３月に策定した経営強化プランに沿って、効果的な医療機能の充実を図り、効率的な病院運営に取り組んだことで、医業収益がコロナ禍前を超える水準で好調に推移していることについては、評価できるものである。

④　質の高い医療の提供ため、地域医療機関との役割分担のもと、引き続き公的病院としての役割を果たすため、災害医療、救急医療、小児・周産期医療、高度専門医療及び先進医療の充実に取り組んだことはもとより、インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの強化、クリニカルパスの活用の推進、患者サポートセンターによる支援など、きめ細かな医療サービスの提供、患者中心の医療を推進したことは、評価できるものである。

３　大項目評価

３－１　住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1)　評価結果と判断理由

○　　大項目評価は、**Ａ評価（目標どおり達成している）**とする。

①　質の高い医療の提供では、災害医療については、地域の医療機関との連携のもと、多様化する災害に対応するために危機管理室を新設し、BCP（業務継続計画）や危機管理計画を作成、災害拠点病院として非常時も継続して医療提供できるよう、各種研修・訓練などを実施。院内 DMAT 事務局を立ち上げ、DMAT の体制充実を図るなど災害その他緊急時の医療への対応、救急医療、小児・周産期医療、がん・脳卒中・急性心筋梗塞をはじめとする高度専門医療の提供、先進医療の充実が図られた。救急医療については、新型コロナウイルス感染患者を受け入れながら、地域の医療体制を維持するため二次救急、三次救急の搬送依頼に対し、最大限の受け入れに努め、地域の三次救急医療機関として引き続き病院前医療救護の質を保証するため、メディカルコントロール協議会において救命士の行う病院前救護に関する活動内容の検証や教育や指導の実施について中心的役割を果たし、地域の救急医療の充実が図られた。高度専門医療については、循環器領域では、心房細動等の難治性不整脈に対するカテーテルアブレーション（経皮的カテーテル心筋焼灼術）の実施件数を年々増加させているほか、外科系領域では、ロボット支援下手術を前立腺癌や直腸癌を中心に対象疾患を順次拡大して実施しており、さらに TAVI も開始するなど、今後さらに他の領域においても低侵襲で安全かつ質の高い手術の提供が期待できる。

②　医療水準の向上については、医療職等の人材確保対策として、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努め、また職員の健康を守り、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、医師の働き方改革に対応するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、働きやすい病院づくりに取り組むとともに、医療機器、施設等の整備については、手術支援ロボットやハイブリッド手術装置などを導入したほか、更新、改修の必要性を順位付けし、優先度の高いものから順次実施するなど、機器の効率的な運用及び安全管理の徹底が図られた。

③　患者・住民サービスの向上については、自身のスマートフォンで診察待ちの状況が確認できるサービスの継続やオンライン資格確認システムの導入による手続き等の円滑化を図り、患者中心の医療としては、インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの強化などにより、患者が納得し、自分にあった治療法が選択できるよう、わかりやすい説明と相談ができる体制を整え、市事業への協力、様々な媒体での情報発信に努めるなど、患者・住民の目線に立ったサービスが提供されている。

④　地域医療機関等との連携強化については、紹介された患者の受入れ及び患者

に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図るなど機能分担を明確にするとともに、病病・病診間の診療情報を相互共有できるネットワークシステム（なすびんネット）の運用拡大や、地域連携クリニカルパスの拡充・高度医療機器の共同利用の促進などにより、病病・病診連携をより一層推進している。また、りんくうカンファレンスやクリニカルレベルアップセミナー等、地域の医療従事者を対象とした研修会を開催するなど、地域の医療機関との連携及び協力体制の充実が図られた。

(2)　評価委員会の意見、指摘等

①　不測の事態にも対応できるよう、医療体制の整備に努められたい。

３－２　業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1)　評価結果と判断理由

○　　大項目評価は、**Ａ評価（目標どおり達成している）**とする。

①　運営管理体制の確立については、理事長を中心に外部理事及び監事を含めた理事会、監事による定期監査を毎月開催し、病院幹部で構成される幹部会、各部門の代表が参加する運営会議、診療科部長会などを定例開催し、経営状況等の報告、課題の共有等を行った。また、新たな新興感染症等に対応するため感染症センターの共同運営部門からの独立や内部統制本部・内部統制課、法人運営本部、経営企画室の設置など、組織の再編が図られた。さらに、法令及び行動規範遵守の重要性を全職員が認識及び実践するため、各種研修制度により職員意識の向上が図られた。

②　効率的・効果的な業務運営については、職員一人ひとりがその使命を理解し、期待される役割を自ら考え行動できるよう職員の意識改革を進め、経営マインドを持った人材を育てるため、院内各局が参加するワーキングチームを設置し、人材育成方針・人材育成計画を策定し、医療職を対象とした目標共有制度を整備し、運用を開始した。医療職、医療技術職については各部門で専門性に応じた研修を実施した。また、教育研修委員会が中心となって、職種横断的な研修体制を整備し、チーム医療の充実に向けた取り組みを行うとともに、多職種による症例検討会を定期的に開催することにより、職員の能力向上が図られた。

(2) 評価委員会の意見、指摘等

○ 特になし

３－３　財務内容の改善に関する事項

(1)　評価結果と判断理由（評価できる点）

○　　大項目評価は、**Ｃ評価（やや遅れている）**とする。

①　営業収益は増加したものの、人件費の上昇や物価の高騰に伴う給与費や材料費等の大幅な増加や控除対象外消費税の影響などにより、新型コロナウイルス感染症関連の補助金がほぼ終了した令和５年度以降は収支不足の状況が続いている。キャッシュフローでも、令和５年度以降、期末資金残高は減少傾向となっており、令和７年度では７億 1,100 万円となっている。

②　収入の確保と費用の節減については、収入において、新型コロナウイルス感染症の収束とともに関連補助金の交付が縮小、終了となったものの、令和３年度以降は各年度で前年度を超える稼働額を確保し、令和７年度には入院で 130 億円、外来で 40 億円、合計 170 億円超となった。併せて、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の発生防止などに注力している。一方、費用においては、業務委託内容の検証や後発医薬品使用率も高水準を維持することなどにより、経費節減が図られた。

(2)　評価委員会の意見、指摘等

① 収入の確保、費用の節減を図り、収支の黒字化に努められたい。

３－４　その他業務運営に関する重要事項

(1)　評価結果と判断理由

○　　大項目評価は、**Ａ評価（目標どおり達成している）**とする。

①　感染症対策については、　新型コロナウイルス感染症においては地域での感染対策の指導的な役割を果たすため、地元医師会、検疫所、保健所、市などと連携協力しながら対応できる体制を整備した。新型コロナウイルス感染症患者への対応として、「地域外来・検査センター」での PCR 検査やワクチン接種業務は、感染症法上の位置づけが５類感染症へ変更されるまで継続実施し、また、陽性患者、特に重症患者等も積極的に受け入れる体制を継続し、特定感染症指定医療機関としての役割を果たした。また、新たな新興感染症等の流行に備えるため、共同運営部門である感染症センターを独立した組織として再編し、新興感染症に対しての体制強化が図られた。

②　国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力については、大阪大学医療通訳養成コースの受講や e-ラーニングによる職員研修などを継続して実施した。令和５年６月に JMIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）の更新審査を受け、４回目の認証更新を受ける過程で病院内のマニュアルを改訂した。また、国際診療にかかわる部署を再編成し、多職種のスタッフが密接に連携できる支援体制を整備するなど、外国人患者への医療サービ

スの充実が図られた。

③　コンプライアンスの推進については、内部統制本部（令和７年度からは法人運営本部）や外部相談窓口を設置し、内部監査やハラスメント対策の強化が図られた。情報及びセキュリティーに関する業務を医療マネジメント課に集中一元化し、情報セキュリティー体制の強化にも注力している。「職業倫理とコンプライアンス」研修を実施し、職員のコンプライアンスへの認識の向上が図られた。

④　地域医療構想への対応については、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進するものとして、国により「地域医療連携推進法人制度」が創設されており、令和７年６月に泉佐野泉南医師会圏域（泉佐野市以南の３市３町）内の急性期病床を有する救急告示６病院で「地域医療連携推進法人泉州南メディカルネットワーク」を設立し、病院間連携を開始している。

(2) 評価委員会の意見、指摘等

○ 特になし

【今後の課題】

次の第４期中期目標期間においては、急激な少子高齢化の進展や保健医療ニーズの多様化がさらに進むことが見込まれる中、医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、高度・専門医療や地域医療の提供など、その役割を着実に果たしていかなければならない。そのためには、令和４年に示された、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえて、患者や家族、地域から信頼される安全・安心で質の高い医療の継続的な提供や、地域包括ケアシステムの推進及び今後新たに策定される予定の地域医療構想の実現への貢献、保健医療施策とのさらなる連携とともに、業務運営の効率化、財務内容の改善などにより、地域の医療機関、市及び大阪府と密に連携し、長期的に安定した経営基盤を確立しなければならない。

このような時代の変化に機敏に対応していくためには、医療環境の変化や患者の動向などを迅速かつ的確に把握・分析し、中期計画において検証可能な各種指標の目標値を設定し、PDCA サイクルによる効果検証や業務プロセスの改善など目標管理を徹底することが重要である。

また、コンプライアンスの強化、働き方改革への対応、苦しい財政状況、向かうべき厳しい医療の方向性など、全職員で課題を共有し意識しながら、急性期病院として生き残るための方策を講じることが求められる。加えて、新型コロナウイルス感染症の補助金終了、あらゆる物価の高騰、人件費の増加など病院の経営状況は予断を許さない状況となる中、従前にも増して、効率的かつ安定した病院運営の確保に努めなければならない。

以上を踏まえ、次期の中期目標期間においても、引き続き地域住民の期待と信頼に応え、質の高い医療を安全・安心な形で患者や家族の視点に立って提供していただきたい。

第3期中期目標期間　評価結果一覧表

整理番号			項　目　名		泉佐野市評価					
					R3	R4	R5	R6	R7	中期目標期間評価
	第1　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置				A	A	B	A	A	A
		1　質の高い医療の提供								
			(1)災害医療・救急医療							
1				①	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
2				②	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	
			(2)小児医療・周産期医療							
3				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
4				②	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(3)高度医療・先進医療の提供							
5				①	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
6				②	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	
7				③	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
8				④	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
		2　医療水準の向上								
			(1)医療職等の人材確保							
9				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
10				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(2)施設、医療機器等の計画的な整備							
11				①	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
12				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
		3　患者・住民サービスの向上								
			(1)診療待ち時間等の改善							
13				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(2)患者中心の医療							
14				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
15				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
16				③	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
17				④	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
18				⑤	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
19				⑥	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(3)院内環境の快適性向上							
20				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(4)職員の接遇向上							
21				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
22				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
			(5)患者・住民への情報発信							
23				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
24				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	
			(6)医療安全管理の徹底							
25				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
26				②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	
		4　地域医療機関等との連携強化								
			(1)地域の医療機関との連携							
27				①	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
			(2)地域医療への貢献							
28				①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	

第３期中期目標期間　評価結果一覧表

整理番号	項　目　名		泉佐野市評価					
			R3	R4	R5	R6	R7	中期目標期間評価
	第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		A	A	A	A	A	A
	１　運営管理体制の確立							
29		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	２　効率的・効果的な業務運営							
	（1）目標管理の徹底							
30		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
31		②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
32		③	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	（2）人事給与制度							
33		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
34		②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	（3）職員の職務能力の向上							
35		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
36		②	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
37		③	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		A	A	C	C	C	C
	１　資金収支の改善							
38		①	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	２　収入の確保と費用の節減							
	（1）収入の確保							
39		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	
40		②	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	（2）費用の節減							
41		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
42		②	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	
43		③	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	第４　その他業務運営に関する重要事項		A	A	A	A	A	A
	１　感染症対策							
44		①	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	２　国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び努力							
45		①	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	３　コンプライアンスの推進							
46		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	
	４　地域医療構想への対応							
47		①	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	

各大項目の評価を踏まえ、全体評価としてはB評価（おおむね目標どおり達成している）であると判断する。